# 2019ゴールドカップレース第4戦 【ツーリングカー・VITA耐久レース大会特別規則】

# 大会公示

2019ゴールドカップレース第4戦ツーリングカー・VITA耐久レースはFIAの国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、2019オートポリスー般競技規則ならびにツーリングカー・VITA耐久レース大会特別規則に従ってJAF公認,準国内格式競技として開催される。

### 第1条 参加車両

- 1. 車両は2019ゴールドカップレースシリーズSSツーリングカー及びVITA規定に合致した車両とする。
- 2. 予選・決勝レース共に、全クラス混走とする。

#### 第2条 登録ドライバー

- 1. 登録ドライバーは2名~4名とする。
- 2. 登録された第 1ドライバーから第 4ドライバーの入れ替え(編成変更)は一回に限り認められる。この場合、参加受付時までを変更申請の締め切りとする。 尚、この申請には申請料は発生しない。
- 3. 参加申込後のドライバー変更の手続きについては変更手数料として10,000円(税別)を必要とする。申請期限は参加受付時までとし、所定の変更申請書を添えて競技会事務局長宛に提出し、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

# 第3条 チーム監督

- 1. 1チームにつき、ピットクルーの中から1名のチーム監督を参加申込時に申告 しなければならない。
- 2. ドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。出席しない場合、ペナル ティの対象となる場合がある。
- 3. チーム監督は、ピットクルーがピット作業を安全に行い、競技車両を安全にコースに復帰させる責任を負うものとする。

# 第4条 公式予選

- 1. 第1及び第2ドライバーの公式予選基準タイムは、第1、第2ドライバーそれぞれにより達成された当該クラスの上位3位までのタイムを平均し、その120%以内とする。第1及び第2ドライバーのいずれかが、或いは第1、第2ドライバー双方が公式予選基準タイムを達成できなかった場合、公式予選不通過となり、決勝レースのスターティンググリッドは留保され、最終的なスターティンググリッドは、競技会審査委員会に委ねられる。
- 2. スターティンググリッドは、前規1. を満たしていることを条件に、登録された第 1及び第2ドライバーが記録したベストタイムを合算し、合計ラップタイムが速い 順に与えられる。2台以上の車両が同一タイムを出した場合、第1及び第2ドラ イバーのセカンドタイムの合算により速い順とする。
- 3. 第3及び第4ドライバーの公式予選基準タイムは、第3、第4ドライバーそれぞれにより達成された各クラスの上位3位までのタイムを平均し、その120%以内とする。また、第3及び第4ドライバーの公式予選タイムは、スターティンググリッドには何ら影響を与えないものとする。
- 4. 登録されたドライバーは、必ず出走し、タイム計測を受けること。尚、各ドライバーに割り当てられたトランスポンダーを装着しなければならず、交換せずに計測された当該タイムは抹消される。
- 5. 公式予選中の燃料補給は禁止される。
- 6. 公式予選中に中断(赤旗)の合図が出されたら、追い越しは禁止され、直ちに 自ピット作業エリアに戻りエンジンを停止すること。自ピット作業エリアでは、給油 作業を除きすべての作業が認められる。

#### 第5条 決勝レーススタートドライバー申告

スタートドライバーを決勝レーススタート進行開始1時間前までに競技会事務局 長宛に提出しなければならない。スタートドライバーは、第1もしくは第2ドライバーとする。

#### 第6条 スターティンググリッド

- 1. ポールポジションのグリッドは右側 (インサイド) とし、クラスに関係なくタイム順に配列される。
- 2. スターティンググリッドは、1×1のスタッガードフォーメーションに配列され、ローリングスタートにおけるグリッドは2×2フォーメーションとする。スタート時、2列隊列になる場所は22番ポストからとし、合図としてコースの両サイドから「GRID」ボードが提示される。

### 第7条 決勝レース

- 1. スタート手順は2019オートポリスー 般競技規則第13章第31条5. に従う。
- 2. スタート方法は、2019オートポリスー般競技規則第13章第31条11. ローリングスタート方式とする。
- 3. 2019国際モータースポーツ競技規則付則 H項2. <u>10</u>. 19に基づき、当競技会ではローリングスタート時のオフィシャルカーとしてセーフティカーを使用する。

セーフティカースタート時	オレンジライトを点 滅させる
通常(ローリング)スタート時	警告灯は無灯

# 第8条 義務ピットイン及びドライバー交替

1. 義 務ピットイン

<u>義務ピットイン回数は、決勝レース中3回とする。</u>自己の作業エリアに停車し、エンジン停止後ドライバー交替を行わなければならず、その際、クラス毎に定められた時間停止しなければならない。このドライバー交替とピットストップを伴うピットインを義務ピットインの定義とするが、本規則第<u>9</u>条に準じ、ドライバー交替を行わず、定められたピットストップ時間を満たした場合、1回の義務を履行したものとする。

各 クラス のピットストップ 時 間

SS0:5分間 SS1:4分間 SS2:3分間 VITA CROSS·VITA ACE:5分間

- 1)義務ピットインは決勝レーススタート後、自己の車両が1周回完了後に可能とする。
- 2) ピットストップ時間とは、コントロールライン延長線上のピットレーン計測地点から ピット出口ラインまでの時間を示す。ストップ時間に満たない場合、満たない時間 をペナルティストップとして科せられる。
- 3) 点検、調整等の作業のためにエンジンを始動する場合はオフィシャルの許可を得ること。この場合、作業が終了次第、速やかにエンジンを停止しなければならない。
- 2. ドライバー交替
  - 1)公式予選を通過した全てのドライバーは、必ず出走し、タイム計測を受けること。
- 2) チーム監督は、ドライバー交替を近くにいる競技役員に事前申告しなければならない。この際、各ドライバーに割り当てられたトランスポンダーも同時に交換しなければならず、トランスポンダーを交換せずに走行した周回数は競技結果より差し引かれる。

# 第9条 連続運転周回数

1名のドライバーは、25周を超えて連続運転してはならない。

連続運転とは、連続して周回することを指す。

一度ピットインして停止し、同一ドライバーが再度コースインした際は、連続運転と はみなさない。

#### 第10条 レース時間

- 1. レース時間は2時間とする。
- 2. 悪天候などによるレース距離、義務ピットイン回数の変更に関しては競技会審査委員会の決定に委ねる。

# 第11条 ピット作業要員

予選・決勝を通じて、ピット前作業エリアでの作業人員は1台につき、最大5名までとする。燃料補給中の要員については本規則第<u>13</u>条1. に準拠する。登録された5名とは、ドライバー、ピットクルーを指す。

<u>ピットボックス内での作業を認めるが、作業要員は登録されたドライバーとピット</u> クルーに限る。この場合、人数制限はしない。

# 第12条 ピット作業

ピット作業エリアにタイヤ、ジャッキ、工具類を事前配置することは認められない。 タイヤ交換の際は、タイヤを平置き、または手で押さえる等配慮し、転がす、放り投 げる等の危険な行為は許されない。

- 1. タイヤ・ホイール
  - 1) ホイールは2019 JAF国内競技車両規則第1編第5章量産ツーリングカー第4 条4.4) を適用し、ホイールナットカラーの使用を不可とする。
- 2) 電動インパクトレンチの使用は作業エリアに限り許される。
- 3) タイヤの使用本数制限はない。

#### 第13条 燃料補給

- 1. JAF国内競技車両規則第1編第3章第10条10.4)簡易燃料補給方法に従って燃料補給すること。燃料補給に使用する耐圧製金属燃料携行缶はJAF国内競技車両規則第1編第3章第10条10.4)に従い容量20L以下とする。
- 1) 携 行 缶 が、車 両 給 油 口 まで内 径 38mm (1.5インチ) 以 下 の 耐 油 性 ホースを接 続 できる構造 となっていること。
- 2) バルブ径 38mm (1.5インチ) 以下でバルブ開閉が90°以内の角度で操作できる手元コックが携行缶から30cm 以内の位置に設置されていること。

- 3) 手 元コックから車 両 の給 油口 までのホースの内 部 が目 視 でき、長さが50cm以内であること。
- 4)1)~3)の条件を満たす事。又燃料補給用携行缶は、エアー抜きバルブに関して の改造が認められるが、補給時燃料が漏れない構造である事を条件とする。 燃料補給タンクは事前の検査に合格した物に限り使用出来る。
- 5)燃料補給を行う場合は、チーム監督は事前に競技役員に必ず申告しその了承を得ること。また、燃料補給に際して競技役員より指示がある場合はその指示に従うこと。燃料補給中の作業エリアで許される人員は、以下の装備品を装着した最大3名までとする。
  - ・燃料補給及び消火要員は、耐火防炎製のスーツ、グローブを装着し、シールド付きフルフェイスヘルメット又は、バラクラバスにゴーグルを装着しなければならない。
- 6)1回のピットインで給油出来るのは、耐圧製の金属燃料携行缶で、最大20Lまでとする。
- 7) 給油中は、3kg以上の消火器をかまえた消火要員が発火に備えていなければならない。燃料補給中、その他の作業は一切禁止される。又、下記2.②~⑥間はドライバーが乗車状態及びサーキットブレーカー(カットオフS/W)ONの状態での給油は許されない。
- 2. 燃料補給は次の手順・方法で行うこと。
- ①エンジンを停止、

サーキットブレーカー (カットオフS/W) OFF ドライバー下 車

- ②アースを取り付ける
- ③消火器をかまえる
- ④給油する(給油バルブを開けた後エアー抜きバルブを開く事)
- ⑤こぼれた燃料をふき取る
- ⑥アースを取り外す
- ⑦消火器をピットに格納する
- 3. 燃料補給に際して給油取り扱いが不適当と判定されたチームには罰則が適用される。これに対する抗議は受け付けられない。

# 第14条 青旗の運用について

複数のクラスの車両が混走する当競技会において2019FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章2. <u>5</u>. 5. 1d)JAF公認競技会における特別措置の通り決勝レース中も運用する。

予 選・決 勝レース中

より速い車両が後方にいて、追い越そうとしている。

# 第15条 セーフティカー

競技長は、レースを非競技化する為に状況に応じてセーフティカーを導入する場合がある。

セーフティカーの運用方法については、FIA国際競技規則付則H項に準ずる。 セーフティカーは原則として先頭車両がその後方につき活動するが、一度捉えた先頭車両がピットインした場合は、セーフティカーの直後を走行している車両を先頭車両と見做し、レースを再スタートさせる。尚、再スタートラインはコントロールライン(F. C. C. タワー)とする。

## 第16条 レースの中断及び再スタート

- 1. レースの中断
  - 1) 赤旗によるレース中断の合図が出されたら、追い越しは禁止されピット出口は 閉鎖される。又、全ての車両の作業は禁止される。全車は、赤旗ライン後方の グリッドまで進み、先頭車両の位置に関わらずスタッガードフォーメーションで停 止しなければならない。この時点でのピットインは禁止される。

(ピットインしたドライバーにはペナルティが科せられる)

なお、レース再開時のグリッドは、赤旗ラインに停止した順を基本とする。

(再開編成は本規則第16条2.2)を参照)

- 2) コース閉鎖に伴いグリッドに戻る事が出来ない車両が生じた場合、その車両は赤旗解除後にそれまでの順でグリッドに戻ることが出来る。レース再開時のグリッドは審査委員会の承認のもと、レースが中断される最終のコントロールライン通過順(赤旗提示1周回前)に配列される。
- 3)レース中断中計時システムは停止せず、レース時間は継続する(周回数カウントも継続する)
- 4)レース中断前にピットインしていた車両を含み、全ての作業は禁止される。但し、ドライバー交替の為にピットインしていた車両に関しては、交替後のドライバーの着座が認められ、本規則第8条の規定を満たしている場合、義務ピットインとしてカウントされる。グリッド上には競技役員のみが立ち入りを認められ、競技長の指示があった場合のみ登録されたピットクルーの立ち入りが認められる。

#### 2. レースの再開

レースの中断は短時間に留め、再開時刻の決定がなされると直ちに全ての関係者に通達される。

- 1)レースの再開が決定されたら、5分前の合図より、スタート進行が開始される。 2)再スタートの先導車であるセーフティカーは、赤旗ラインの先頭車両ではなく、 レースが中断される前の順位の先頭車両前方に配置される。その後、オフィシャルの誘導によりレースが中断される前の順位の先頭車両より前にいる車両は エンジンを始動し、他車を追い越すことなくコースを1周して再スタートの隊列の 後尾に着かなければならない。
- 3) 赤旗提示前にファストレーンにいた車両およびエンジン始動以外の作業を伴わずにファストレーンへ出られる車両は、3分前の合図が出された時点でピット出口に整列できた車両のみピット出口待機順に前項2)による隊列の後尾につく事が認められる。なお、レース再開の手順は競技長の裁量により変更することができる。
- 4) 再スタートはスタートタワーのグリーンシグナルを合図にセーフティカー先導にて再開される。ピットアウト出来なかった車両は、隊列最後尾が通過した後にピットアウト出来る。この周回の間は、FIA 国際競技規則付則H 項<u>第2 章10. セーフティカー運用手順2,10,15、2,10,16、2,10,17、および2,10,18</u>、が適用される。
- 5)レース再開のグリーンシグナルと共にピットイン中の車両全ての作業は再開できる。
- 6)レースが再開できなかった場合は、中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

### 第17条 ペナルティの履行

1. レース中のペナルティの履行については、本コースのコントロールライン付近でペナルティボードが提示された時点で履行が許される。ボード提示前の行為は、ペナルティを履行したとは認められない。

#### 第18条 レースの終了及び順位認定

#### 1. レース終 7

- 1) 規定のレース時間が経過した時点の先頭車両に対し、コントロールライン上でチェッカーフラッグが表示される。
- 2)セーフティカー活動中にレースが終了する場合、セーフティカー先導のまま、コントロールラインを通過し、チェッカーフラッグを受けるものとする。
- 3) その他については2019オートポリスー 般 競 技 規 則 第16章 第35条 に従う。

#### 2. 順位認定

- 1)優勝車両は、規定の時間に最大の距離を走破した車両とし、すべての車両はそれぞれ達成した周回数の多い順に、また同一周回数を完了した車両についてはコントロールライン通過順に順位を決定する。
- 2)各クラス優勝車両の周回数70パーセント(小数点以下切り捨て)に達していない者に対しては行われない。
- 3) 先頭 車両 がレース終了 時間に満たない場合にチェッカーフラッグが表示された場合は、その時点でレースは終了したものとみなされる。また、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合、レースは先頭 車両 が規定のレース時間を本来完了するべきであった時点で終了したものとみなされる。
- 4) チェッカーフラッグは、優勝車両がコントロールライン通過後5分間提示される。

# 第19条 賞典

- ① 各クラス(参加台数による比例配分)
- ② とび賞(成立していないクラスでの参加車両を対象とする) ※詳細賞典内容は公式通知にて公示する。

# 第20条 抗議

各エントラント及びドライバーの抗議はJAF国内競技規則、2019オートポリスー般競技規則に準じて行われる。

#### 第21条 無線诵信機器類

場内で使用される無線通信機器類は、日本国内の電波法に適合するものに限られ、参加受付、書類検査までに書面にて競技会事務局に申請し、許可を得るものとする。

走行中のドライバーに対して無線通信機器類(携帯電話、アンテナ含む)を使用して通信、及び受信を行う際については、参加受付、書類検査までに書面にて競技会事務局に申請し、公式車両検査時に、車両及びドライバー装備品への取付け状態、使用方法について技術委員長の許可を必要とする。

第22条 コース公認番号

2019 - 1514

第23条 JAF組織許可申請番号 公式通知に示す。

> 以上 大会組織委員会